

# 消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税率が、平成26年4月1日より、**8.0%**（旧税率5.0%）となりました

（注）8.0%の税率は、経過措置が適用されるもの（※）を除き、平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。  
 ※ 経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご参照ください。

## 期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円（各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%）となります。

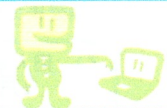
区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、漁業、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業、金融・ 保険業など (第4種事業)		不動産業、運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		
	みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%					
売上に対する 納税額の目安率	0.8%	1.6%	2.4%	3.2%	4.0%						
年間課税 売上高	各月 売上高	年間 納税額	積立目安 月額	年間 納税額	積立目安 月額	年間 納税額	積立目安 月額	年間 納税額	積立目安 月額	年間 納税額	積立目安 月額
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4
1,500	125	12	1.0	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7
2,500	209	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0

（注1）上記積立目安月額の計算については、簡便なものとするため、経過措置が適用されるものは考慮していません。

（注2）平成26年1月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

（注3）課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税等が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

## 納付方法は



### 振替納税

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」<sup>（注）</sup>に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

（注）国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）からダウンロードすることもできます。

### ダイレクト納付

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーライターが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくはe-Taxホームページ（<http://www.e-Tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

※ 詳しくは最寄りの税務署までお問い合わせください。



広島国税局・税務署

## 任意の中間申告制度

### ○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間<sup>（注1）</sup>から、自主的に中間申告・納付<sup>（注2）</sup>することができることとされました。

（注1）「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

（注2）中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

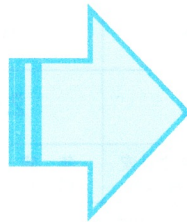
なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付をすることができます。

### ○ 適用開始時期

個人事業者の場合には、平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間（平成27年3月末決算分）から適用されます。

#### 《改正前》

直前の課税期間の 確定消費税額	中間申告 回数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	中間申告 義務なし



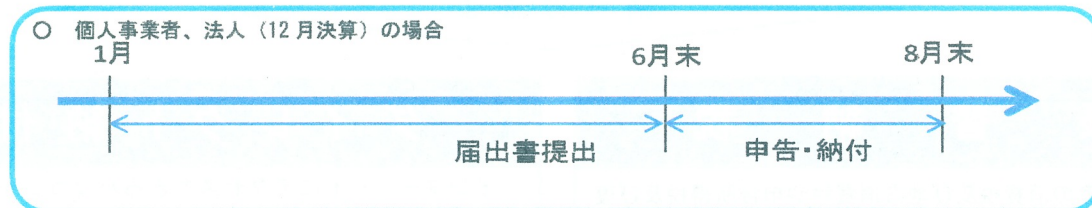
#### 《改正後》

直前の課税期間の 確定消費税額	中間申告 回数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	任意の中間申告 (年1回)が可能

## 留意事項

- 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。

※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。



- 中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があったものとみなされません。

※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者（中間申告義務のある事業者）が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告額の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません（中間納付することができないこととなります。）。